

南箕輪村都市計画マスタープラン策定業務公募型プロポーザルに関する質問書
に対する回答

(質問1)

質問の内容

実施要領 9業務実績書及び企画提案書の提出 (3) ① 業務実績に「業務の実績については会社として、もしくは社員（技術者）の実績」とありますが、実績を証明する証として、会社の実績を証明するための契約書（写し）及び技術者の実績についてはテクリス登録（写し）を添付書類として提出は必要と理解してよろしいでしょうか。

質問への回答

業務実績書の添付資料につきましては、実施要領9(3)①の要件としての会社の実績を証するものとして、その実績を確認できる書類の写し（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分またはテクリスの登録内容確認書等）を添付いただくようお願いいたします。

また、社員（技術者）の実績を証するものについても同様に、前述しました例にならない、その実績を確認できる書類の写しを添付いただくようお願いいたします。

南箕輪村都市計画マスタープラン策定業務公募型プロポーザルに関する質問書
に対する回答

(質問2)

質問の内容
<p>実施要領 6 参加の要件 (3) に「技術士（建設部門都市及び都市計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者でなければならない。」とありますが、資格を証明する証として、資格証（写し）及び3か月以上の恒常的な雇用を確認できる書類の提出は必要でしょうか。</p>

質問への回答
<p>実施要領6参加者の要件のうち(3)については、過去5年間（令和元年度～令和5年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務または類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であるか、もしくは同実績を有する管理技術者がいることを要件としています。</p> <p>管理技術者の実績により当該要件を満たす場合は、当該社員（管理技術者）の実績を証していただくために、その実績を確認できる書類の写し（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分またはテクリスの登録内容確認書等）に加えて、恒常的な契約状態を証する書類（社員証、保険証等）の写し、並びに技術士又はRCCMの資格を証する書類（資格証）の写しを添付いただくようお願いいたします。</p>

南箕輪村都市計画マスタープラン策定業務公募型プロポーザルに関する質問書
に対する回答

(質問3)

質問の内容

実施要領 6 参加の要件 (3) の「※類似業務の具体例」及び実施要領 9 (3) ②
の「都市計画関係の計画策定業務及び同種業務 (総合計画・・・)」の記載内容に相違が
ありますがどちらが正しいのでしょうか。

質問への回答

実施要領9(3)②中、「同種業務 (・・・)」を「類似業務 (・・・)」と解していただく
ようお願いします。

南箕輪村都市計画マスタープラン策定業務公募型プロポーザルに関する質問書
に対する回答

(質問4)

質問の内容
9 業務実績 (3) ① 「都市計画関係の計画策定業務及び・・・」とありますが「都市計画マスタープラン策定業務、区域マスタープラン」と理解してよろしいでしょうか。

質問への回答
都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、法第18条の2に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針、その他法に定める各種方針、計画等の策定業務と解してください。